



小・中・高等学校等へ入学したお子さまを養育している方へ

入学祝いのお知らせ

嘉手納町では、令和8年度に小学校・中学校・高等学校等に入学した児童生徒の保護者に対し、入学祝金を支給します。

祝金を受給するには、申請が必要です。

5月1日時点で嘉手納町に住民登録があるお子さまの住所地へ申請書を送付します。

支給対象者（支給要件）

令和8年度に小学校・中学校・高等学校等に入学した児童生徒を養育している保護者で、
5月1日時点で嘉手納町に住民登録がある方

※保護者とは……児童の親権者、未成年後見人またはこれらに準ずる者をいう

※小学校とは……義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部等を含む

※中学校とは……義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部等を含む

※高等学校等とは……中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程等を含む

入学祝金の額

| | | |
|-------|----------|-----|
| 小学校 | 新入生1人につき | 3万円 |
| 中学校 | 〃 | 4万円 |
| 高等学校等 | 〃 | 5万円 |



申請方法

○5月1日時点で児童の住所が嘉手納町にある方

支給要件（新入生の保護者が嘉手納町に住所があること）に該当する場合は、郵送された申請書を記入し、嘉手納町子ども家庭課へ提出するか、電子申請にて手続きを行ってください。

○5月1日時点で児童の住所が嘉手納町にない方

申請書の郵送はありません。支給要件（新入生の保護者が嘉手納町に住所があること）に該当する場合は、嘉手納町ホームページまたは子ども家庭課窓口から入手した申請書を記入し、子ども家庭課へ提出するか、電子申請にて手続きを行ってください。

申請期限

令和8年11月30日（月）※必着

電子申請はこちらから↓

申請QRコード



お問い合わせ先：嘉手納町役場 子ども家庭課 児童福祉係
☎098-956-1111（内線271） 〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地